

小鹿総政第305号

平成30年11月2日

各課所長様

小鹿野町長 森 真太郎

平成31年度小鹿野町予算編成方針について（通知）

平成31年度予算編成方針を別紙のとおり定めたので、小鹿野町予算規則第5条の規定に基づき通知する。

平成31年度予算編成方針

1 国県の予算編成の動向

内閣府が10月に公表した月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。」としており、景気の先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としているが、先行きは不透明である。

国の平成31年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしている。

また、埼玉県の平成31年度予算編成方針では「高齢化に伴う社会保障関連経費の増加など、義務的経費を中心に大幅な増加が見込まれる。」として、収支不足額を現時点で1,159億円見込んでいます。

国・県ともに厳しい財政状況の中、引き続き歳出改革を徹底し無駄を排除する中で優先課題に向けて重点化を図るとともに、財源の確保にも努めるとしている。依存財源が大きい本町においては、国・県の動向を注視しながら、自主財源の確保はもとより、歳出の削減が最重要課題となっている。

2 小鹿野町の財政状況と今後の見通し

本町は、少子化による生産年齢人口の減少等に伴い、自主財源の根幹である町税の減少が予測されている。また、歳入の約40%を占める地方交付税は、合併したことによる特例措置分が平成28年度から平成32年度まで段階的に減少していくため、特例措置分が100%あるときと比較すると平成30年度では8千4百万円の減となっており、今後、特例措置が無くなる平成33年度に向けて更に減少していくこととなっている。

しかし、歳出においては、起債の増加に伴う公債費や社会保障費の増加、老朽化した施設の修繕など、今後も多くの費用を要することが予想され、更に厳しい財政運営となる見通しである。

そのため、限りある財源を有効に活用するため、これまで以上にスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、選択と集中により、持続可能なまちづくりが出来るよ

う、常に町民の言葉に耳を傾け、真に町民が必要とするものを見極めるなど、町民が主体となった予算編成となるよう、職員のさらなる協力と努力をお願いする。

3 予算編成基本方針

- (1) 平成31年度予算は、現在策定中の第2次小鹿野町総合振興計画の趣旨及び総合戦略や過疎計画、オータムレビューの結果を踏まえるとともに、町の課題である少子化対策や空き公共施設の利活用など多岐にわたる事業に果敢にチャレンジするなど、事業の優先性、重要性、費用対効果等を十分検証し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、歳出削減を伴った予算要求となるよう努めること。
- (2) 事業実施にあたっては、漠然と実施するのではなく、常に町民の言葉に耳を傾け、課題の解決にむけてスピード感のある事業執行に努めるなど、基本理念推進の3S、スピード・スマイル・スリムを念頭に、町民ファーストの行財政運営に努めること。
- (3) 新規に行う事業については、事業の必要性や終期を定めるなど、あらゆる角度から検証を行い、全体計画を作成するなど、後年度負担を十分に精査すること。
- (4) 投資的経費及び施設等の修繕費については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、今後の維持管理の方向性と施設の統廃合も含め優先順位を検討し、本来に必要な部分に経費をかけるよう、事業の選択と集中を一層推進すること。
また、合併特例債を活用した事業の増加により起債残高も増加していることから、公債費の負担が後年度の財政運営に大きく影響することを念頭に置き、財源を安易に起債に頼ることでなく、国県等の補助制度をよく調べ、有効活用し財源の確保に努めること。
- (5) 施設の維持管理費等に要する経費については、経常的な経費であることから、その費用について適正かどうか検証し、廃止・縮小できるものは、積極的な歳出削減に努めること。

(6) 補助金・負担金については、透明性・公平性を確保しながら、必要性や効果を十分検証し、減額や廃止も含めて総合的に判断すること。

特に、団体への運営費補助的な補助金については、その存在意義を検証するとともに、決算書等を細かく点検し、団体の統廃合を含めた検討を行うようお願いしたい。

(7) 借地については、現状を把握するとともに、借地である必要があるかどうか十分検証し、不必要なものにあっては契約期間が満了する前から、返還できるよう調整をすること。

また、町有地は、町の大切な財産であることから、土地の有効活用を図る必要がある。しかし、未利用で売却可能な場合は公売し財源を確保するなど、積極的な利活用に努めること。

(8) 歳入に関しては、依存財源の多い本町にとっては、予算編成の重要な要素となるため、法律改正や制度改正に伴う国・県の動向を注視しながら情報収集を行い、できるだけ正確な額を要求するとともに、有利な補助金の発掘・活用に努めること。

なお、町税に関しては、自主財源の根幹をなすものであることから、税負担の公平性の確保はもとより、収納率の向上のため、変わらぬ努力をお願いしたい。

また、手数料・使用料等については、過去の決算額や現在の社会経済情勢を的確に把握し、過大な見積もりとならないよう十分精査すること。また、使用料は施設の利用により得られるものであることから、施設の利用度を増加させるよう運営にも工夫をこらすこと。

(9) 特別会計及び企業会計についても、一般会計と同様な扱いとするが、独立採算の原則があることから、中長期的な視点で安定した経営が行えるよう徹底した効率化及び経営の健全化に取り組み、より一層経営基盤の強化に努めること。特に企業会計の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないことから、歳入に見合った予算とすること。ただし、病院事業会計については、大変厳しい経営状況ではあるが、公立の病院であるとともに地域の中核医療施設でもあるなど、町民をはじめ、地域住民の安全で安心な暮らしの

確保に欠かせない施設であることから、必要経費については十分精査し、適切な見積りをするよう努めること。

一般会計からの繰出金については、法定内によるものは制度をよく理解し正確な数値を要求すること。法定外の繰出金については、県からも極力無くすようにと指導を受けていることから、繰出金に頼ることのないよう、経営計画等策定するなど、経営の健全化に努めること。

4 予算要求書の提出等

事務的な取扱いに関しては、別途、総合政策課長より各課所長あてに通知する。